

べつぷ 市議会だより

No. 56 平成 14 年 8 月 1 日

編集 市議会だより編集委員会
発行 別 府 市 議 会
住所 ☎ 874-8511
別府市上野口町 1-15
☎ 0977-21-1111

暑中お見舞い
申し上げます



神楽女湖の花菖蒲

「別府市環境保全条例の一部改正について」など可決

6月定例会は、6月17日から6月28日までの12日間の日程で開かれました。別府市環境保全条例の一部改正についてや、市長専決処分について、さらに平成14年度別府市一般会計補正予算及び別府市老人保健特別会計補正予算など市長提出議案20件の審議が行われ、採決の結果、すべて原案のとおり可決、承認及び同意されました。

なお、別府市議会会議規則の一部改正についてや意見書など、議員提出議案7件のうち5件について原案のとおり可決されました。

主な内容

主な議決……P2～3

議案質疑……P4

一般質問……P5～7

そ の 他……P8



6月定例議会風景

主な議決

六月定例会では、補正予算や条例案件など十五件が上程され、市長の提案説明に対する質疑の後、所管の常任・特別委員会へ付託されました。しかし、総務文教委員会及び厚生委員会が定足数に足りず開会できないこととなりました。開会された委員会については、最終日に所管の委員長より審査の経過と結果について報告がなされ、開会できなかった委員会については最終日の本会議に議案を差し戻し、審議の後、採決の結果、最終的に追加議案五件も含め、すべて原案のとおり可決されました。

補正予算

◎平成十四年度一般会計及び各特別会計補正予算 (原案可決)

今回の一般会計補正予算額は六千七百九十万円であり、これを既決予算に加えると、総額四百十億六千七百九十万円となります。

主な補正内容は、議会費では三月二十日の議決により設置された「総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会」に要する経費を計上。

総務費では、大分・上海国際定期

新議長の就任

六月二十四日、三ヶ尻正友議長から辞職願いが提出されたのに伴い、議長選挙が行われ、新たに首藤正議長が選出されました。



首藤正議長
市議6期・副議長1年

便就航記念事業に伴う負担金を計上している。

民生費ではコミュニティ助成事業による別府市老人クラブ連合会への助成金を、衛生費では住民基本健康検診に肝炎ウイルス検診を加えることによる所要の経費を、農林水産費では園芸の奨励及び畜産振興の助成に要する経費を計上している。

商工費では、雇用の回復を図るため「緊急雇用創出対策事業」を前倒しで実施する経費を計上している。

土木費では、まちづくり交通体系調査を実施するための経費、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理を図るために、制定された「建設工事に係る資材の再資源化等」に関する

六月定例会

会期の経過

十四日	議会運営委員会 本会議
十七日	(議案上程、 提案理由の説明)
十九日	本会議 (議案質疑) 議会運営委員会
二十日	本会議 (一般質問) 議会運営委員会
二十一日	本会議 (一般質問) 議会運営委員会
二十四日	本会議 (一般質問) 議会運営委員会 議会報編集委員会
二十五日	各常任・特別委員会 議会運営委員会
二十八日	本会議 (議案質疑・ 上程中の議案に対する 委員長報告、討論、 表決)

る法律」の規定により、本市が行う事務に要する経費を計上している。

消防費では、コミュニティ助成事業による地域防災用備品を購入するための経費及び消防職員、消防団員が消火活動をより安全・迅速・的確に行うため必要となる用品の購入に要する経費を計上している。

老人保健特別会計補正予算では、前年度の老人医療費に係る審査手数料受入額確定に伴う精算返還金を計上している。

条例の一部改正

◎市長専決処分条例の一部改正について
(原案可決)

地方自治法の条文の条項移動に伴い、その整理を行うための条例改正
◎別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
(原案可決)

国民年金保険料の収納事務に従事する職員の特殊勤務手当に関する規定を削除することに伴う条例改正
◎別府市環境保全条例の一部改正について
(原案可決)

指定工作物の建築主等に対する事前説明会の開催の実施等の規定を置くことに伴う条例改正
◎別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(原案可決)

市営山家市民住宅の一部を廃止することに伴う条例改正

◎別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
(原案可決)

消防団員に係る退職報償金の額の改定に伴う条例改正

◎別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について(原案可決)
農林漁業団体職員共済組合法が廃止されたことに伴う条例改正

その他

◎議第五十号 議決事項の変更について
(原案可決)

歩道新設に係る工事の委託に関する協定の協定金額の変更
◎議第五十一号 市長専決処分について
(原案可決)
平成十三年度別府市一般会計補正予算(第七号)

◎議第五十二号 市長専決処分について
平成十四年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

◎議第五十三号 市長専決処分について
平成十四年度別府市老人保健特別会計補正予算(第一号)

◎議第五十四号 市長専決処分について
(改正理由)
別府市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の規定により、個人住民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ、固定資産課税台帳の閲覧制度及び証明制度の創設等に伴い、条例を改めようとするものです。

◎議第五十五号 市長専決処分について
(原案可決)
別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(改正理由)
地方税法の一部を改正する法律の規定により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に家屋を追加するとともに、都市計画税の課税標準をその価格の二分の一とした上、その対象資産の取得期限を平成十六年三月三十一日まで延長すること等に伴い、条例を改めようとするものです。

◎議第五十六号 市長専決処分について
(原案可決)
別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(改正理由)
地方自治法等の一部を改正する法律により、地方自治法第百条に、議案の審査等に関する調査のために議員を派遣することができると規定が追加されたことによる条文の条項移動が行われたことに伴い、条例を改めようとするものです。

意見書

議員より意見書6件が提出され、4件が可決されました。

可決された意見書は直ちに関係機関へ送付されました。

- ◇ 自然再生推進法(仮称)の早期制定を求める意見書 (原案可決)
- ◇ 国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及を求める意見書 (原案可決)
- ◇ 学校事務職員・栄養職員の人件費半額国庫負担制度を堅持し、義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する意見書 (原案可決)
- ◇ 道路特定財源の確保を求める意見書 (原案可決)
- ◇ 医療制度の改悪に反対する意見書 (原案否決)
- ◇ 有事関連三法案に反対する意見書 (原案否決)

案 疑 議 質

議案質疑は、執行部が提出した予算や条例などの議案に対し質疑を行います。

六月十九日に四名の議員が行いましたが、そのうち、主な質疑内容を掲載します。

別府市環境保全条例の一部改正について

問 今回の条例改正について、これは主たる目的は電波塔工作物にあると思われるが、内容について当局より説明願いたい。

答 ここ数年、携帯電話の急速な普及に伴い、全国各地におきまして電波塔、いわゆる中継鉄塔基地の建設をめぐり、近隣住民と設置者との間に係争が続発している。

このような状況の中で、大きな問題となっているのは、設置業者が近隣住民に十分な説明を行わずに建設に着手することにより、近隣住民の方々は不安感を募らせて反対運動へと発展しているのが現状である。

現行の別府市環境保全条例の中で説明義務を課しているのは、十五

メートルを超える建築物のみであり、鉄塔や広告塔等の工作物に関しては規定しておりません。

そこで今回、指定工作物の規定を第四十条の中に設けて、設置業者に説明責任を明確にするため条例の改正を行うおとするものです。

問 環境保全条例施行規則の第二十条第五項では、説明会は、近隣関係者を対象とした建築計画の事前説明会とし、近隣関係者総数の概ね三分の二以上の出席により成立するとう規定があるが、関係住民の三分の二以上に説明をしたということがなければ、説明責任を果たしたということにならない。これは指定建築物についての条項であるが、今回の改正により指定工作物についても、これが適用されると理解してもよいのか。

答 そのとおりであり、指定建築物

と同じように取り扱いたいと考えている。

問 それでは、何度繰り返ししても三分の二以上の出席がない場合どのように取り扱うのか。

答 これまでにも、このような事態がありました。が、事業の概要や説明文を配達証明つきで直接郵送するということで対応してきた。

問 三分の二に達しない部分については、郵送で事足りると。これで建築確認の処理ができるということになり、これは業者にとつて有利であり、住民に説明責任を果たしたといつても中途半端であり、問題点もある。ので、さらに検討するべきである。

また、隣の日出町にも同じような条項があり、これによると説明会は近隣関係者を対象とした建築計画の事前説明会とし、近隣関係者の三分の二以上の出席により成立するとある。別府市の概ね三分の二とは若干相違している。さらに違う点は「また併せて建築に関する協議を行い、理解を得るものとする」という文言が付け加えられている。これは全体を解釈するには、三分の二以上の方々が理解をしなければならぬということである。今回は条例の改正であるが、より住民が住環境を守る上で、業者に対して対等の立場で話し

合いができるような条件づくりを施行規則の改正の中で配慮するべきである。

答 執行部としては、運用する中で指導要綱をもう一度見直し、少しでも前進できるような形をとつていきたいと考えている。

問 今回の改正により「電波障害」を「電波障害の防止」に改めるとあるが、これは電波障害が人体の健康に及ぼす部分は、ここでは表現されていないと理解してよいのか。

答 電波障害というのは、いわゆるテレビ映像がよく映るか、映らないかということであり、健康に関する電磁波には触れておりません。

問 今後、時代とともにそうした健康にも関連してくると思われるので今後の研究課題といたしたい。



携帯電話の無線中継鉄塔

一般質問

一般質問は、市の行政全般にわたり事務の執行状況や将来に対する方針などを質問するものです。

六月二十日から二十四日までの三日間、九名の議員が市当局の見解をたきました。

主な内容は次のとおりです。

猿渡 久子	平野 文活
池田 康雄	野田 紀子
堀本 博行	岩男 三男
内田 有彦	伊藤 敏幸
村田 政弘	(議席順)

温泉の新しい活用方法を

問 W杯サッカーも無事終了し世界各国の人々が別府に来ていただき大変よかったと思う。それではこれから世界に別府の温泉をどのように発信していくのか、また健康・保養・医学的立場からどう取り組んでゆくの

答 まだ実施計画には具体的計画は



オンパクで催されたファンゴエステ

策定されていないが、湯都ピア浜脇での温泉利用指導、別府八湯温泉

泊覧会(オンパク)、北浜温泉での健康ウォーク等、様々な温泉の活用が始まっている。

問 温泉療養や治療が公的保険適用になるように運動してはどうか。

答 別府は先進的に温泉療養・治療に取り組んでいるが、まだまだ一般的には広く認識されていないと思う。市長も四年前に日本温泉協会では医療保険適用を訴えており、昨年は議会でも意見書が採択され各方面で運動が盛り上がってきている。温泉地再活性化のため温泉療養の保険適用を推し進めて参ります。

学校給食残滓処理の不合理な取扱いを問う

問 本年四月より事業系一般廃棄物として許可業者に収集運搬を委託しゴミの処理をするようになったが、その中で学校給食等による残滓も廃棄物として取り扱っている。今や廃棄物でも環境浄化・資源再生利用を促進するよう行政・市民がこれに努めなければならぬ。ところが市では生徒児童の給食残滓を廃棄物とし八十八万円を業者に支払い、業者はそれを藤ヶ谷焼却場で料金を払って焼却している。生徒児童が食べ残し

た物がなぜ廃棄物として処理され、その結果無駄な経費、焼却のための煤煙、炉への負担等が発生する愚行を行うのか。残滓は従来養豚業者により収集され飼料として再利用されてきた経緯があり、今回も同業者より無料収集の申し出もあったと聞いている。こんな理にかなわない事があっていいのか、見解を求める。

答 資源再生物としての認識に欠けていた。今年度はすでに委託契約しておりその点も含めて検討したしたい。なお来年度は資源再生物として取り扱っていきたい。

悪徳商法から市民を守れ

問 悪徳商法で高齢者や市民を、時には日用品等をタダ同然で配り人集めを行う催眠商法や、無料点検等や特別価格など偽って高い工事契約でだますやり口等、目に余る事件が発生している。また消費者金融業者の市道及び県道のガードレールの不法ポスター等の悪質な宣伝行為の取り締まりと撤去を強化し、市民と共に環境美化を図れ。

答 悪質な市道のポスターや立て看板は、県土木事務所とも連携をとり

市としても撤去に向け努力する。

また、マルチ商法や催眠商法による消費生活に関する苦情等の相談件数は四十五件あった。市内には暮らしのアドバイザーが二十五名おり、その他にも無料弁護士相談や大分県消費生活センター等を活用して、市民を守っていききたい。

【大分県消費生活センターの連絡先

〇九七（五三四）〇九九九】

神楽女菖蒲園の大発展を願って

問 神楽女の菖蒲園は従来業者委託管理をしており、年々見栄えが悪くなり観客から不評を買っていた所を以前の議会で指摘され、市当局が自衛隊OBの趣味のある方に委託した結果、年々見違えるほど生育が良くなった。また今年の異常気象にも拘わらずかなりの出来栄で、第十六回の観賞会も無事終了した事は感激の極みである。しかし更なる発展を期するための手だてとして、当面は客土用の堆肥舎を整備してはどうか。

答 菖蒲の花を咲かせる為に細心の注意を払い管理をしている。特に土が重要だと考えており、客土作りに

努力したい。

問 今年で六回目を迎えた誕生記念の森づくり植樹祭は立派な行事だが、将来的な対応は十分研究されているか。

答 ヤマザクラ・ヤマモミジ・ケヤキ等三千三百本を植樹しており、水源かん養に役立つ自然林に育てたい。



見事に育った神楽女湖の花菖蒲

介護保険制度の改善について

問 介護保険料の減免の開始は。

答 今年度初めから。申請が遅れても年度内ならば、年度初めにさかのぼって軽減出来る。

問 低所得者のホームヘルプサービス利用料を三%にするなど減免を。

答 利用料の減免は介護保険二期計画策定委員会で議題にする。

問 痴呆の高齢者のためのグループホーム建設は。

答 介護保険事業計画では九十七人だったが、実際は九人定員のグループホームが一所しかない。今年度の段階では目標人数に計画人数が達した。

問 介護保険事業計画の策定委員会に二名の委員を公募にしたことは評価出来る。委員会を公開せよ。

答 委員会の決定で傍聴は許可されないが、資料と議事録は公開する。
問 介護予防事業を充実すべき。

介護保険料の引き下げを

問 扇山町十九組など舗装出来ずに住民が不便をしている私道は、大分

市のように独自の事業で所有者の承諾を得て整備するなど、対策を。

答 これまでの経過から見て難しい。

問 三十人学級を小一と中三など優先して実現すべき。その場合何人の教員が必要か。

答 小一で八人、中三で十一人必要。国に働きかけるよう県に要望したい。

問 介護保険の基金の額は。「介護保険料や利用料の負担が重く、必要なサービスを十分受けられない」という声が多い。市も保険料が高すぎるといふ声を把握しているのでは。十五年度から始まる二期計画では、介護保険料の引き下げを行うべき。

答 十三年度の基金と決算剰余金の合計は約四億四千万円。保険料が高すぎるといふ声も聞く。二期目の保険料は策定委員会の中で審議する。

オストメイト用トイレの設置を

問 オストメイトとは、大腸・小腸・膀胱などの悪性腫瘍疾患等の為、疾患部の全部又は一部の切除摘出手術を受け腹部に排泄のための孔（ストーマ）を設けた人工肛門、人工膀胱



オストメイト用の多機能トイレ

脱増設者をいうが、多くの方々が社会復帰し頑張っている。しかし外見からは判断しにくい障害者であるため一般的に理解されにくく、オストメイトのための福祉施設は皆無に等しい。オストメイトのバリアフリーとして別府市役所やピーコンプラザなどの公共施設に、オストメイトが安心して利用出来る多機能トイレを設置してはどうか。また別府市に現在そのような方が何人いるのか。そして大分県内にはオストメイトに対

応出来る施設は何力所あるのか。
答 県内には五カ所施設があり、市内には百五十名の方がいます。市役所等の施設の設置は検討いたします。

客引き行為の追放。 水道 問 題

問 JR別府駅などで行われている執拗な客引き行為に対して観光客からの苦情がたえない。先日、鹿児島市を視察したが、官民あげた運動で客引き追放に成功している。別府でも市長が先頭に立って根絶すべきだ。

答 悪質な客引きは別府観光の発展にとってマイナスであり、明るいまちが実現出来ない。市も法的な整備も含めて関係機関と協議を進めたい。

問 市の許可業者であるし尿・浄化槽業者が料金の水増しなどの不正行為で市民から被害届も出ている。許可の取消などの処分をすべきだ。

答 厳重な再調査をして条例・規則に照らして対処する。

問 総務省の繰り出し基準にもとづき一般会計から水道会計に必要な繰り入れを行うなど、財政計画を見直

すべきだ。
答 経済性と公共性を考慮しながら、関係課と協議して参ります。

南小の建設と亀川の 街づくりについて

問 南小の基本設計と実施設計を同時に委託したというが、統合推進の



太陽の家周辺の整備された歩道

目玉が二十一世紀にふさわしい校舎にあったことを考えれば実に不誠実な進め方だ。基本設計の前に地域の人、教職員、知識人の声を集約したというが、よりよい学校を建てるためには、基本設計が終わった段階でも広く意見を求めるべきだった。既の実施設計も終わった段階では変更も出来ない。残念この上なく誰がこの責任を取るのか問いたい。

問 平成七年の三月に「別府市人によさしい町づくり計画」ということで亀川駅周辺を対象に整備計画を立て、それにより太陽の家の前の道路整備や浜田町の歩道整備を実施しているが、全体からすると計画の進捗がほとんど見られない。規模を縮小しても良いから実現可能なものに作り替え、亀川・北部地区の人たちの目に見える事業を起こすべきである。駅に隣接した新購入地についても急ぎ利用計画を立てよ。



懲罰特別委員会を設置

去る三月二十日に設置された、別府市総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会は計六回（六月二十日現在）の委員会を開会し調査を行っているが、その中で六月十四日に開かれた、同委員会の秘密会において委員に限り記録の閲覧を許され、市当局から提出された個人の税情報に関する記録の内容について、議員十一名（そのうち五名が百条委の委員）がマスコミに漏洩した問題に対して、六月二十日の本会議において「秘密会の内容を明らかにしたのは会議規則に違反し、行政当局との信頼関係を損ねた」との理由により、十一名の議員の懲罰を審議するための懲罰特別委員会設置の動議が提出され、採決の結果、賛成者多数により可決され、懲罰特別委員会が設置されました。

この特別委員会は六月二十一日に開かれ、慎重審議の結果懲罰を科することを決定するに至ったが、十一名の議員に対する懲罰の内訳は出席停止七日間の議員が二名、同じく六日間の議員が四名、五日間の議員が五名との懲罰内容になり、この審査の経過と結果については、本会議において委員長より報告され、採決の結果、賛成者多数により可決され、懲罰を科することが確

定しました。

〔別府市議会議会議規則〕

（秘密の保持）

第百六条 ② 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

（出席停止の期間）

第百五十六条 出席停止は、七日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

〔地方自治法〕

（懲罰の種類及び除名の手続）

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

虚礼廃止にご理解ご協力を

公職選挙法に基づき、虚礼廃止の徹底を行っています。

別府市議会ではこの一環として、平成5年より、初盆のお供えには、御霊のご冥福を祈る「追悼あいさつ文」を持参して、お参りすることにしています。

政治家が、暑中見舞い状を出すことやお中元などを贈ったり、お祭りへの寄附をすることは、法律で禁止されています。

また、有権者の皆様が、政治家に勧誘・要求することも法律で禁止されています。

市民の皆様には、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

全国市議会議長会より

永年功労表彰

去る五月二十八日開催の全国市議会議長会定期総会において、永年にわたり市政の振興に貢献された功績により、本市議会から、清成宣明議員、永井正議員、三ヶ尻正友議員、佐藤岩男議員の四名が、議員在職十五年以上の永年勤続として表彰されました。

六月定例会の初日に、本会議場で副議長から表彰状の伝達式が行われ、別府市より、記念品が各議員に贈呈されました。

生徒が議会を見学

六月定例会の最終日に鶴見台中学校の生徒が先生に引率され、議会の見学を行いました。

本会議が休憩中であつたため、議事事務局職員の案内により、傍聴席、全員協議会室、委員会室などを見学しました。

本会議は、どなたでも傍聴できます。次の定例会は九月の上旬に予定しておりますので、お気軽に議会棟四階にお越しください。



説明を受ける生徒